るものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと。 ハ　（略） 二・三　（略） 四　次のいずれにも該当すること。 イ　第二号イに掲げること。 ロ　排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更すること（当該排水口以外の排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。	事項に関するものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量（処理後の汚水等に係るものに限る。）が増大しないこと。 ハ　（略） 二・三　（略） （新規）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。